

○福岡県県営住宅管理審議会議傍聴者の遵守事項

福岡県県営住宅管理審議会議傍聴要領第5（1）の規定に基づき、福岡県県営住宅管理審議会議（以下「会議」という。）の傍聴者が遵守しなければならない事項を定めたものです。

1 会議の傍聴の対象

会議の公開の決定後にその決定を変更する必要がある場合には、福岡県県営住宅管理審議会会長が当該会議に諮り会議を非公開とすることがあります。

このため、会議開会中に非公開とされた場合は、傍聴者は退場していただくことになりますので、ご了承ください。

2 注意事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の様態を撮影し、又は、録音しないこと。ただし、会議冒頭の頭撮りを除く。
- (3) その他、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たって、福岡県県営住宅管理審議会会長及び会議関係者の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、上記2の規定に違反したときは、退場していただくことがあります。